

# 政教分離と市民宗教についての法学的考察

新 田 浩 司

## Juristic consideration about separation of religion and politics and civil religion

Hiroshi NITTA

### 要 旨

政教分離とは、国家権力と宗教を分離することである。国家が特定の宗教を国教とし他の宗教を弾圧することのないよう、国教の樹立を禁止する。アメリカ合衆国憲法修正1条は明確に国教樹立を禁止しているが、日本国憲法においては、明確に政教分離について規定する条項はないが、20条1項後段、同条3項、89条がその根拠規定であると言われる。

政教分離とは、そもそも教会と国家の分離ないしは国教制度を廃止することであり、政治と宗教の分離ではない。わが国のこれらの規定は、戦前の事実上の国教であった国家神道を否定することが大きな目的であった。

本稿では、市民宗教（civil religion）という概念を紹介しながら検討し、国家における政教分離の許容性について考察する。

キーワード：政教分離、市民宗教

### Summary

Separation of religion and politics is separating national power and religion. Establishment of a state religion is forbidden so that a state may make specific religion a state religion and other religion may not be oppressed.

First Amendment of U.S. Constitution have forbidden state religion establishment clearly.

However, there is no provision as which the Constitution of Japan specifies separation of religion and politics clearly.

It is said that the Constitution of Japan art.20 1<sup>st</sup> section clause latter part and the 3rd

section, and art.89 are the basis regulation.

Separation of religion and politics is abolishing separation or the state religion system of a church and a state primarily, and is not separation of politics and religion.

These articles of Constitution of Japan were the purposes with big denying “State Shinto” which was a de facto state religion of prewar days.

It inquires in this paper, introducing the concept of civil religion, and it considers the admissibility of the separation of religion and politics in a state.

Key Words : Separation of religion and politics, Civil religion

## はじめに

わが国では、ヨーロッパのように、宗教権力と政治権力との闘争の歴史はなく、「(日本) 民族はほとんど深刻な宗教闘争を体験していないため宗教意識が低く、宗教に無関心である」と言われている。<sup>1</sup>

もっとも、江戸時代のキリスト教弾圧等、全く争いが無いわけではないが、宗教権力が巨大化し政治権力と対峙するという歴史はない。

日本国憲法は、20条が信教の自由を保障し、さらに89条と併せて政教分離を規定している。

国家権力に携わる個人々の信教の自由は当然保障されるが、国家と宗教を完全に分離することは可能なのであろうか。これはまた、憲法1条に象徴天皇の規定を設けているが、天皇は戦前現人神とされ、国家神道における信仰の対象であったが、同じ天皇が現行憲法においては、その地位が日本国および日本国民統合の象徴となっているが、祭祀の謝意者でもある天皇制を内に規定する日本国憲法は当初より宗教的なものをその規定自体に含んでおり、憲法が規定する政教分離と天皇制とは制定当初から矛盾する可能性をはらんでいた。

わが国の憲法において、そもそも欧米で発達した政教分離がそのまま導入されるものではなかった。国の成り立ちも歴史も異なり、国民個々の宗教観も異なる国の憲法思想を安直に導入する事自体に無理がある。

わが国の政教分離は、占領下の連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が政府に対して発した覚書である、いわゆる神道指令（「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」SCAPIN-448の通称）に拠り、軍国主義の精神的基盤であった国家神道廃止させたことが、「国家と国家神道の明確な分離を意図したものである」<sup>2</sup>と捉えたことに始まる。この点について、江橋崇は、「日本国憲法における政教分離は、ただ単に抽象的な国家と宗教との分離ということの意味するのではなく、より具体的に、国家と神社神道とのあらゆる結びつきを否定するものとしての意味をもつものである。」と述べる。<sup>3</sup>日本の政教分離について

は、国家と宗教の分離というよりも、国家と神道の分離であり、あるいは、国家と天皇の分離である言えよう。

特に国家神道においては、天皇は現人神とされ信仰の対象となったのであり、国家神道を排除するために政教分離が唱えられていたことは、とりもなおさず、国家と天皇の分離を志向していると言わざるを得ない。

仮に、憲法1条を改正し天皇制を廃止すれば、GHQの神道指令の目的は究極的に達成される。しかし、現実問題として天皇制は廃止されておらず、憲法1条は明確に天皇制について規定している。そして、天皇は日本国および日本国民統合の象徴である。これはイギリスのウェストミンスター条例（Statute of Westminster 1931）例に倣った制度であることは良く知られている。<sup>4</sup>

そして天皇制についても憲法1条の規定があるという以前に、天皇の存在はわが国のそもそもの存在意義、すなわち、国体なのである。国体とはつまり天皇を中心とした国のあり方である。

ポツダム宣言は無条件で受諾したと言われるが、唯一日本国政府は国体護持を条件とし、国体護持がなされれば降伏を受け入れると考え、明確ではないが国体護持が受け入れられたと考え、降伏したと言われる。当時の為政者の認識は天皇制の廃止は国家の存立を危うくすると考えたのである。

翻ってアメリカであるが、アメリカは厳格な政教分離の立場を採りながら、例えば、大統領就任式に当たっては聖職者の面前で聖書に手を置いて宣誓する等、政教分離からすると解釈不可能な事を行っている。それを市民宗教という概念で説明しようとするのである。

また、アメリカは国民統合の象徴としての国旗に敬意を払い、国旗に対して忠誠を誓う。一方日本の象徴は天皇である。国旗もまた象徴であるのだが、天皇に敬意を払う、天皇に忠誠を誓うことは、日本国憲法においても何ら政教分離に矛盾するものでもない。

戦前と戦後とは、憲法そのものが異なっているが、市民宗教としての神道を再考する余地はある。

ところで、国家神道とは何か、そもそも神道とは何か。前出の川北によれば、「神道は思想・教訓としてまた宗教（神一三派）として、さらに超国家主義のイデオロギー（国家神道）として捉えられる一方日本民族固有の生活慣習の総体として認識される」と説明される。<sup>5</sup>この「日本民族固有の生活慣習の総体」こそが、市民宗教といえよう。日本全国に存在する神社は、多くの国民の信仰の対象となって居り、さらには我々の日常生活に深く根ざしている、いわば、市民宗教である（あるいは公共宗教）。これらを政治の場からも完全に排除することは、現実的には不可能である。

国家と宗教とを分離することは容易ではない。国家と宗教を分離するいわゆる政教分離原則は、多くの国で問題となってきた。我が国においては、津地鎮祭訴訟最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）以降、愛媛玉串料訴訟最高裁判決（最大判平成9年4月2日民衆51巻4号1673頁）や内閣総理大臣の靖国神社公式参拝に関する訴訟（大阪高裁平成4年7月

30日訴月39巻5号827頁)などが提起され、政教分離に関して法的分析が加えられてきた。

我が国においては、戦前に神道が国教的扱いを受け、他宗教が弾圧を受ける等の弊害があったため、戦後GHQのいわゆる神道指令<sup>6</sup>により、神道が国家から分離された一宗教となった。信教の自由の確立、軍国主義の排除、そして、政教分離により国家神道を否定することが、大きな目的であったといえる。

ところで、宗教が国民にとって必要であることは言うまでもない。宗教は人類にとって必要だからこそ世界には様々な宗教が存在する。それゆえ、世界人権宣言第18条や国際人権規約B規約第18条は宗教の自由を保障する。<sup>7</sup>我が国においても、憲法第20条において信教の自由を保障している。

この信教の自由ないしは宗教の自由は、宗教は時として国において国王を凌ぐほどの強大な権力を持つ。また、一国において或る宗教が国教化されそれ以外の宗教は異端として弾圧の対象となった。国家にとって宗教は国民を統合するための重要なツールとなっていたが、現在国家と宗教のあり方は、国によって大きく異なっている。特定宗教を国教として、国家と宗教が一体となっている国もある。それは、イスラム教国において顕著である。また、キリスト教国においては、イギリスが国教を定めている。政教分離は、「そのプロセスを欧米の国家は何百年という月日をかけて」実現されてきたのであり、「長い年月を経て検証・修正されながら形成されてきた政教分離は、どの国においても、多かれ少なかれ「妥協の産物」であると言える。」<sup>8</sup>完全な政教分離は困難であろう。

一方、世界の多くの人間が大量に移動し、一国の中に様々な宗教を持つ人間が居住する現在、「政教分離の原則を形式的に適用して問題解決を図れる国家など、地球上に一つとして存在し得ないと言えるだろう。」<sup>9</sup>

ところで、日本人は信仰が薄いと言われている。特別な信仰は持たないと答える国民も多い。しかしながら、日本人は初詣を始めとして、様々な宗教儀式を行っている。キリスト教のクリスマスでさえもなんの街いもなく祝う。決して信仰心が薄い訳ではない。政府の資料によれば、平成平成20年12月31日現在信仰を持つ国民は、207,183,223人を数え、日本の人口の二倍近く居ることになる。<sup>10</sup>

また、NHK放送世論調査所が2008年に行った調査によれば、「宗教を信仰している」人が39%に対して、「宗教を信仰していない」人は49%を数える。<sup>11</sup>

生前特定の信仰を持っていないと本人が思っていないと、死後は遺族により仏教の戒名を付けられ先祖代々の墓に入る。

そもそも、宗教は国民個々の私的領域のみならず公的領域にまで及び、「政治そのものが宗教的次元を持っている」ため、政教分離に関する多くの問題が存在する。政治と宗教を分離しようとしても分離しきれない領域がある。

ところで、アメリカにおいては大統領就任式に当たり、聖書に手を置いて牧師（もしくは神父）

の前で宣誓をする。そして、就任演説の最後を“So help me god”で締めくくる。また、国会議員の就任式においても宣誓が行われる。

2008年1月の第44代アメリカ大統領就任式が行われた際にも、オバマ大統領は、就任宣誓の最後に“So help me god”と言う文言を使用した。これに対して、その文言の使用中止を求める訴えがワシントン連邦地裁に提起された。<sup>12</sup>

この訴えはその後却下されているが、アメリカ合衆国憲法修正第1条は、宗教と国家を厳格に分離するが、国家行事からあらゆる宗教色を排除するものではない。修正第1条は、国教樹立（establishment of religion）を禁止するとともに、宗教活動の自由（free exercise of religion）の抑圧を禁止する。即ち、「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律・・・を制定することはできない」<sup>13</sup>と規定し明確に国境樹立を禁止している。修正第1条は政教分離を定めるが、それは、Separation of Church and State（教会と国家の分離）であり、Separation of Religion and State（宗教と国家の分離）ではなく、宗教が政治に関与することは問題ではない。

アメリカは多様な民族で構成され、彼らは多様な信仰を持つ。オバマ大統領も、その就任演説で、「わたしたちの多様な出自は強みであり、弱みではない。キリスト教徒、イスラム教徒、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒、そして無宗教者の国だ」（For we know that our patchwork heritage is a strength, not a weakness. We are a nation of Christians and Muslims, Jews and Hindus - and non-believers.）」と言う。<sup>14</sup>この多様性こそがアメリカである。

国民はアメリカ固有の宗教を信仰するのではなく、各自の宗教を信仰することも、信仰しないこと（無宗教、無神論）も自由である。

そして更に個々の宗教以外に国教ではないアメリカ国民の紐帯として、アメリカ国民を結び付ける「市民宗教（civil religion）」の存在が指摘される。大統領を中心として国家意識を共有するのである。社会学者のR. ベラーは、多民族国家アメリカを統合している価値の体系を「市民宗教（civil religion）」と名付けた。<sup>15</sup>市民宗教という語については、R. ベラーが、市民宗教とは、その国家あるいはその民族にアイデンティティや存在の意味をあたえる特定の宗教体系あるいは価値の体系である、と理解して、森孝一はそれを「見えざる宗教」と言い換えている。<sup>16</sup>（あるいは、市民宗教をB. フランクリンに由来する公共宗教（public religion）という語を用いて説明する研究者もいる。<sup>17</sup>

アメリカにおいては、この「市民宗教」が重要な鍵を握り、その文脈で大統領就任式を見る必要がある。市民宗教（religion civile, civil religion）なる文言は、ルソーの『社会契約論』に出てくるが<sup>18</sup>、ある特定の一国で定められ、その国にその神々、すなわちそれぞれ固有の守護神を与える。この宗教はその教義、儀式、法によって規定された外的な礼拝を行っている。これを信じている唯一の国民を除けば、すべての者がこの宗教にとっては不信の徒、異邦人、野蛮人であると言う。R. ベラーによれば、アメリカ人は自らの信仰する宗教と並んで、独自の基本的

な信念、価値、祝日、および儀礼に伴う一般的な市民宗教を持つ、といわれる。この信念の体系は、歴史的には、非協調主義者（ノンコンフォミスト）やりベラル（寛容な）考えの持ち主や集団を攻撃するために用いられたとされる。<sup>19</sup>市民宗教とは具体的・積極的宗教なのではなく、国民の宗教感情を、特定の宗派的主張を最小限に抑制しながら、政治的動員と安定に結びつける体系的な方法論であると言われている。つまり、アメリカ的な「政教分離」原則であり、この文脈からすれば、合衆国大統領が就任式でバイブルに手を置いても問題はないと思われる。<sup>20</sup>

この市民宗教であるが、戦前の国家神道が市民宗教であるという指摘がある。「日本では国家神道という成熟したある種の市民宗教が二〇世紀初頭に出現した。それは国民の間に一体感と愛国心を発揚させ、彼らを近代化へと駆り立て、やがてアジアへと進出する彼らの原動力となり、神社における「神」の祭祀によって国家意識を神聖化したのである。・・・日本では、天皇は市民が果たすべき義務の中で歴史的に重要な役割を担ってきたが、今日そうした役割は果たさなくなった。しかしながら、・・・アメリカ合衆国では大統領が公的信仰において指導的な役割を發揮してきたし、今後も發揮しつづけるであろう」<sup>21</sup>と言われる。

市民宗教は現在のアメリカに存在しているのが、わが国では国家神道が戦後否定され、国民の紐帯を失った。国家神道はわが国における市民宗教と解釈されたが、戦後その精神的支柱を再考し、「日本民族固有の生活慣習の総体」としての市民宗教を考えるに、アメリカの市民宗教を検討する意義は大きい。

## 2. 我が国における政教分離

一般的に政教分離原則とは、国家と宗教の分離の原則をいう。<sup>22</sup>この政教分離は国によって程度が異なっている。国家への宗教の影響や、宗教の国家への影響を認めないよう厳しい政教分離を規定する国もあれば、イラン等の国では宗教と国家は強く結びついている。アメリカや日本では政教分離を憲法で定めている。

各国における政治と宗教の関係を分類すると以下のとおりである。まず、分離型（厳格な分離）を採用するのは、アメリカ合衆国、フランス（ライシテ）、トルコ（ライクリック）、メキシコ、エストニア、スロヴァキア、スロヴェニア、ハンガリー、日本である。

次に、融合型（国教制度）を採用するのは、マルタ（カトリック、1964年憲法2条）、イングランド（英国国教会（聖公会）、スコットランド（長老派教会）、デンマーク（ルター派教会、1953年憲法4条）、ノルウェー（ルター派教会、1814年憲法2条）、アイスランド（ルター派教会、1944年憲法62条）、フィンランド（ルター派教会）、ギリシャ（正教会（ギリシャ正教会）、チュニジア（イスラム教）、サウジアラビア（イスラム教ワッハーブ派、基本統治法第1条で憲法はクルアーン及びスンナであると規定）。

最後に、コンコルダート型を採用するのは、オランダ、ベルギー（1994年憲法24条）、ルク

センプルク、ドイツ（1949年基本法140条）、オーストリア、イタリア（1947年憲法7条、8条）、アイルランド（1937年憲法44条）、スペイン（1978年憲法16条）、ポルトガル（1976年憲法41条4項）である。<sup>23</sup>

この政教分離とは、どのような原則なのであろうか。政教分離とは“the separation of church and state”ないしは、“disestablishment”すなわち、教会と国家の分離ないしは国教制度を廃止することであり、“the separation of religion and publics”つまり政治と宗教との分離ではない。

つまり、政教分離とは、もともと教会を国家権力から分離することすなわち、国家権力が特定の宗教権力と癒着することだというわけである。もちろん、その目的には信教の自由のより一層の制度的保障にあることはいうまでもない。<sup>24</sup>

この政教分離は狭義には日本やフランスのように宗教の特権や権力行使を認めない厳格な分離（分離型）を指す。つまり、日本では、国の宗教的活動及び宗教への援助を禁じ、宗教の特権や政治上の権力行使を認めない。また、フランスでは、憲法2条が「フランスは不可分にして、非宗教的、民主的、社会的な共和国である」と規定し、非宗教（ライシテ、laïcité、宗教からの独立）の原則を遵守し、国教を廃止しそして宗教団体に政治上の権力を行使させないだけでなく、公の場から宗教色を排除することにより、宗教の領域と政治の領域を分離している。

また、広義には融合型・コンコルダート型のようなゆるやかな分離を含む。<sup>25</sup>

融合型とは、イギリスのように、国教を定める一方において、国教以外の宗教に対しても広範な宗教的寛容を認め、実質的に信教の自由を保障する。また、コンコルダート型とは、国家と教会は各々その固有の領域において独立し、教会は公法人として憲法上の地位を与えられ、その固有の領域の諸問題についてはそれぞれ独自に処理する。しかし、競合事項に関しては政教協約（コンコルダート）を締結し、双方の合意に基づいて処理し、場合によっては、徴税権等の特権が認められる。

戦前の明治憲法下においても信教の自由は保障されていたが（28条「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」）、制約的であり、国家神道は事実上国教化されていた。現行の日本国憲法下においては、国教樹立は禁止されている。（津地鎮祭訴訟、最高裁昭52年7月13日民集31巻4号533頁）

政教分離原則の法的性格は制度的保障であるとするのが、通説的見解である。<sup>26</sup>すなわち、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである。

津地鎮祭最高裁判決では、いわゆる目的効果基準を用いて、「この原則を国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが、右の〔国の社会的・文化的〕諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にはこれを許されないものである」とする。

目的効果基準によれば、「当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為」が、憲法20条3項にいう宗教的活動となる。

本件地鎮祭の目的は、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うというもっぱら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。

しかしながら、最高裁の神道が宗教であるという認識については、批判的な意見もある。また、政教分離について明確な規定はなく、我が国において政教分離は判例によって確立した概念となっている。

ところで、西洋政治思想史における政教分離とは、“the separation of church and state”すなわち、教会と国家の分離である。具体的には、ある特定の公定宗教（establishment church）が、それに属していない人々を政治的・社会的に弾圧することを禁じるものである。これは、また、宗教弾圧を禁ずるものであり、公定宗教の存在自体は、必ずしも政教分離原則への違反にはならない。

例えば、英国国教会があってもイギリスは政教分離の国であり、あるいは、アメリカ合衆国大統領が就任式で聖書に手を置いて、牧師の前で宣誓しても政教分離原則への違反にはならない。

政教分離をあまり機械的に厳格に貫くと、常識に反する非現実的な結果を招いたり、かえって個人の信教の自由を尊重することにならない結果になったりすることが、問題となりうることに注意しなければならない。<sup>27</sup>宗教行為のうち一般習俗化するなどして特定宗教性が希薄化した類の行為の判断基準として目的効果基準は意味を持つ。<sup>28</sup>

### 3. アメリカ合衆国の政教分離

アメリカ合衆国憲法修正1条は、連邦議会は、国教の樹立（establishment of religion）を規定したり、宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない、と規定する。当該条項については、2つの解釈がある。

第1は、当該規定は国教を設けたり、特定の宗教を優遇したりすることを禁ずるもので、宗教それ自体に国家が感心を持つ事は支障ないとするものであり、第2は、国家と教会の分離（Separation of Church and State）を定めるものである、という解釈である。

判例において、政教分離は、アメリカにおいては宗教と国家の分離（Separation of Religion and State）ではなく、教会と国家の分離（Separation of Church and State）であり、教会と公権力が癒着することを防ぐ意味合いが強く、一定限度を超える国家と宗教との結びつきを禁ずるものと解釈されている（例えば、州の行為が「世俗的な立法目的を持っていて、その主たる効果が宗教を促進も抑制もしない」ことが必要とした、*School District of Abington v. Shempp*, 374U.S. 203（1963）、や「宗教との政府による過度の関わり合い」をもたらさないことが必要だと示唆



した、*Walz v. Tax Commission of City of New York*, 397 U.S. 663 (1970) など。<sup>29</sup>

ところで、アメリカのドル紙幣や硬貨には“*In God We Trust* (我ら神を信ず)”の文言が刻まれていたり、連邦議会には各院に宣教師(チャプレン)が専属し毎日議会についてお祈りをしたり、議会における証言を行う際や大統領などが公職に就任する際に行う宣誓(Oath)や確約(Affirmation)が求められることになるが、宣誓は神に対する誓いである。この神は特定の教会や宗派に基づくものではない。

政教分離に関する第1の解釈において、ダグラス判事は、「われわれは、宗教的な人民であり、その諸制度は、至高の存在(Supreme Being)を前提としている。・・・われわれは、国が宗教に敬意をもち、宗教上の影響の有効な範囲をひろげようとの努力に反対することを必要とするどのような憲法上の要請をも見出さない。」と述べ、国家による宗教への関与を肯定する。<sup>30</sup>

このような、特定の教会に偏らないアメリカにおけるキリスト教の共通要素を、宗教社会学者のR. ベラーは、市民宗教(Civil Religion)と呼んだ。R. ベラーによれば、教会と国家の分離という点について、そもそもアメリカ大統領が「神」という言葉を用いることはどのようにして正統とされるのか、という問いに対して、「その答えとは、教会と国家の分離は政治領域に宗教的次元がないことを意味しないという点にある。個人の宗教的信仰、礼拝、結社は厳格に私的な問題と考えられていても、同時にアメリカ人の大多数が共有している宗教的志向にはいくらかの共通の要素がある。それはアメリカの制度の発展において決定的な役割を果たしたし、今も政治の領域を含めたアメリカ生活の全枠組に宗教的次元を付与している。公的な宗教的次元は、私のいわゆるアメリカの市民宗教と呼ぶ一連の信仰、象徴、儀式に表現されている。大統領の就任式は、この宗教における重要な儀式的行事である。それは、とりわけて最高の政治的権威の宗教的正統化を再確認するのである。」とする。<sup>31</sup>

教会と国家の分離を主要な目的とする、アメリカの政教分離は、国家が特定の教会や教派のために公金を支出したり、特定の教会や教派の信者を就職や参政権などで優遇することが憲法違反であるとする。宗教学者の小原克博は、「米国の实情に即して言い換えれば、それは特定教会・教派と国家の分離であってキリスト教と国家の分離ではないのだ、と指摘する。<sup>32</sup>つまり、アメリカにおいて政教分離は、「多様な教会的伝統が国家形成に積極的に参与できるよう、特定の教派が突出した政治権力を行使できない枠組みを用意するという点に重点が置かれて」おり<sup>33</sup>、このような「米国的な政教分離理解に立つ限り、特定の教会・宗教が政治活動に参画することそれ自体には違憲性はない」と言えよう。<sup>34</sup>

さて、国家に許される宗教的行為の判定基準として、アメリカ連邦最高裁判所は、1971年に*Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602 (1971)において、修正第1条との関係で合憲とされるためには、①法律は世俗的な立法目的を有していなければならない、②その主たるないし主要な効果が宗教を促進あるいは抑圧するものであってはならない、③法律は「政府の宗教との過度の関わり合い」を促進してはならない、という3要件を充足することが必要と判断した(いわゆるレモ

ン・テストである。<sup>35</sup>この基準は、「主として宗教に対する政府の補助の合憲性をめぐる事例の中で展開されたものであるが、現在では最高裁は、この基準を広く国教樹立禁止が問題となる総ての事例に適用してきている」と言われる。<sup>36</sup>

なお、政教分離の基準について、アメリカでは、エンドースメント（endorsement = 是認）・テストという基準が用いられる傾向にある。この基準によれば、目的審査は、政府の行為がある宗教を是認または否認のメッセージを伝える意図を持つか否か、政府の行為が事実上宗教を是認又は否認する効果を持つか否か、の基準により、いずれかが肯定されれば政府の行為が違憲となる。<sup>37</sup>

## 4. 市民宗教

ルソーの『社会契約論』第四篇第八章に「市民宗教について」が書かれている。そこでは、司祭の宗教に代えてこの市民宗教を導入することを説く。ルソーが提唱した市民宗教は、その後、米国の宗教社会学者 R. ベラーが主に米国の事例に依拠して分析概念として提示されている。

R. ベラーは、アメリカの市民宗教の概念について、①信条や象徴、そして神聖な諸物や共同体の中で制度化されたものに対して敬意をもってなされる儀式の集合体であること、②キリスト教とは対立するものではないし、実際多くの点で共通してはいるが、宗派的なものではないし、なんらかの特別な意味においてもキリスト教ではないこと、③しかしながら、市民宗教は単なる一般的な宗教ではなく、アメリカというトピックに関しては特別に十分な意義をもっており、この特殊性によって、空虚な形式主義を免れ、宗教的力をもってきたこと、④その一方で、市民宗教はキリスト教の代替物では断じてなく、市民宗教とキリスト教との間には、暗黙裡にしかしまったく明確な機能の区別があり、教会は国家を支配しないし、国家の支配も受けないこと、⑤国家の執政者は、彼個人の宗教的見解がなんであれ、その官職にある間は、市民宗教の規範に従って職務を遂行してきたこと。

市民宗教は、「キリスト教的な雰囲気はもつものの、それ自体はキリスト教とは別のアメリカの風土に根ざした政治のやり方であるということであり、「これは積極的な宗教ではない。アメリカ的政教分離のあり方なのである。アメリカにおける政治の存在の仕方なのである」。<sup>38</sup>

アメリカにおける市民宗教は、具体的な宗教ではなく、国民の宗教感情を特定の宗派的主張を最小限に抑制しながら、国民統合の紐帯として存在する。当然国民個々の信仰の自由を侵害するものではない。大統領就任式において、個々の信仰に基づき、キリスト教であれば聖書に手を置き、仏教徒の大統領であれば、仏典に手を置いて誓えばよいこととなり、個人の信仰は保障されるのである。

なお、R. ベラーは、日本の国家神道を成熟した市民宗教と分類している。つまり「それが、国民の間に一体感と愛国心を発揚させ、彼らを近代化へと駆り立て、やがてアジアへと進出する

彼らの原動力となり、神社における「神」の祭祀によって国家意識を神聖化した」とされるのである。<sup>39</sup>

A. トクヴィルは、「社会にとって最も重要なことは、すべての市民が本当の宗教を信じているというだけではなく、社会が全体として一つの宗教をもっているということである」という。<sup>40</sup>これが、まさに市民宗教である。このような市民宗教という考え方は、アメリカの宗教と政治のあり方に特有なものであり（R. ベラーによれば、戦前のわが国も）、国家と宗教が対立してきた末に考え出された、ヨーロッパの政教分離の原則と、アメリカのそれとは異なる。これについてそれに対して新たに提案されつつあるのが、脱世俗化理論（desecularization）であるが、それは、そもそもヨーロッパの世俗化（secularization、宗教的影響力の衰退化過程のこと）が異常で例外的であり、世界は宗教を中心に、それを権威として政治が正統化されているのだと主張する。なお、教会と政治を徹底して分離しているのは、世界でもイギリスを除くヨーロッパと共産主義国だけであり、共産主義を宗教の一形態だと考えると、そもそも国家と教会の分離（the separation of church and state）などは、ヨーロッパだけの特殊な文化であるとする。世俗化というのは、歴史の中の一つの現象にすぎず、今アメリカで起こっているのは脱世俗化と考えられる。）

R. ベラーは、キリスト教の出現により宗教と政治とは分裂、対立するようになったが、世俗的国家の構成員が市民としての義務を宗教的に愛するように仕向けつつ、対立する宗教と政治との関係を調停する「宗教的象徴と実践のセット」が市民宗教であるという。

市民宗教は、アメリカの歴史や使命を神聖化し、国民を市民宗教という一元的な宗教の下に一体化させようとする点で、ナショナリズムとも深く関わっていくのである。<sup>41</sup>

市民宗教という近代的な概念は、ルソーの著作にはじめて現われてからベラーによって磨きあげられるまで、古典的な共和主義的美徳の伝統と、およびその伝統がもつ近代のリベラルな政治的伝統への不信とに、密接なつながりをもっている。ベラーによるアメリカの市民宗教論においては、この共和主義的な伝統は、契約宗教的で政治的な共同体のカルヴィニズム的伝統と融合し、またデュルケーム派の規範的な機能主義的な伝統とその道德概念——利己主義的、功利主義的、非機能的な個人主義に対置された機能的個人主義——と融合したものになったという。<sup>42</sup>

## 5. アメリカ大統領の就任宣誓について

連邦議会前で最高裁判所長官が読み上げるのに続いて、大統領が右手を挙げ、復唱する形で宣誓を行う。

I do solemnlyの間に入大統領の名前を入れ、swear（誓う、宣誓する）を用い、宣誓の最後はSo help me god.（「神に誓って」）で締め括る。

アメリカ合衆国憲法第2条第1節（8）大統領はその職務の遂行を開始する前に、次のような

宣誓あるいは確約をしなければならない。「私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う（あるいは確約する）」

(Article II. Section 1. Clause 8.

Before he enter on the Execution of his Office, he shall take the following Oath or Affirmation : --“I do solemnly swear (or affirm) that I will faithfully execute the Office of President of the United States, and will to the best of my Ability, preserve, protect and defend the Constitution of the United States.”

この大統領の就任宣誓について、無神論の教会を主宰するニュードウ弁護士と無神論者の10団体が2008年12月30日、この就任式の式次第を変更するよう下記の点につき要求してワシントン連邦地裁に訴訟を提起した。すなわち、①オバマ新大統領が宣誓の最後に「神よ、私を援け給え」と祈るのを中止する、②プロテスタント福音派のウオーレン牧師の祈りを中止する、③ローリー牧師の感謝の祈りも中止する、の3点である。

原告側は、上記3点につき政教分離の原則に反すると主張したが、連邦地裁は1月15日、憲法の原則に反しないとして訴えを却下している。<sup>43</sup>

オバマ新大統領は予定どおり就任宣誓をし、“So help me god.”（神に誓って、もしくは、神よ、私を援け給え）と祈った。この式次第は、初代ワシントン大統領が1789年の就任時に定め、それ以来、歴代大統領が踏襲している。

連邦地裁は、オバマ新大統領の表現の自由を根拠に合憲判断を下している。大統領就任式は、前述のように憲法が定めた行事であり、宣誓文の内容も憲法で定められている。ところが、“So help me god”という文言は規定がなく、初代大統領ワシントンが独自の判断で宣誓のあとに付け加え、その後、歴代大統領の多くが踏襲している。オバマ新大統領も就任式に加わる牧師2人を指名、宣誓のあと祈りの言葉も付け加えた。

連邦地裁は、就任式の祈りはオバマ新大統領個人の意見表明にあたるとして、政教分離の原則に反しないと判断した。こうした政教分離に関する訴えは数多いが、最高裁で憲法違反と判断された例はない。

もっとも、ロードアイランド州ポータケット町で起きたキリスト生誕図展示事件では、一審や二審で憲法違反と判断され、最高裁判所で辛うじて合憲と認定されたような事件もある。(Lynch v. Donnelly, 465 U.S. 668 (1984))

この事件は、町当局が1984年のクリスマスに商店街の飾り付けに参加し、その中にキリスト生誕図を加えたところ、町民から政教分離原則に反するとして提訴された。一審、二審とも憲法違反の判決を下した。しかし、最高裁は「町当局がキリスト生誕図を飾ったのは、特定の宗派を支持する意図からではなく、祭りへの参加が目的だった」として5対4の僅差で下級審の違憲判決を却下し、合憲の逆転判決を下した。当該判決では、同意意見の中で、オコナー判事が、エンドスメントテスト＝過度の係わり合いの審査基準を提唱した。すなわち、「宗教を是認または

否認するメッセージを政府が送っているかどうか」、つまり「その宗教を信じない者に、その者たちがよそ者であり、政府共同体の全き構成者ではないとのメッセージを送り、信仰者に仲間うちの者であり優遇される者であるとのメッセージを送る」かどうかを政教分離原則違反かどうかの判定基準とする。同基準は *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38 (1985) 判決で発展している。

なお、ニュードウ弁護士が大統領就任式に関連して提訴するのは、今回が初めてではなく、2001年と2005年のブッシュ大統領の就任式でも提訴したがいずれも却下されている。同弁護士は公立学校が生徒に神と国旗に対する誓い（いわゆる、国旗忠誠=Pledge of allegiance）を強制することでも提訴を続けている。これに対し、下級審レベルでは、同氏の提訴を認め、公立学校で生徒に神や国旗に対する誓いを強制するのは憲法違反との判決例もある。しかし、最高裁判所はまだこの件を取り上げていない（原告適格=standingの問題）、公立学校での「忠誠の誓い（Pledge of Allegiance）に関して、神に言及することについては、2001年にサンフランシスコ連邦控訴裁から「政教分離原則の基礎をなす国教禁止条項（憲法修正第1条）を侵す」という判決が出ている。<sup>44</sup>

前述の *Lynch v. Donnelly* 判決では、僅差で合憲判決が下されたが、アメリカでは、連邦裁判所の判事は大統領が指名し、議会の承認を受けて着任する。最高裁判事に欠員が出れば、新たにオバマ新大統領が新判事を指名することになる。それゆえ、指名された判事次第では政教分離に対する判断が転換し、就任式をはじめとする公的行事からキリスト教色を排除する事態も想起される。

## おわりに

聖なるコスモス(意味宇宙)は、社会規範“Nomos”を支え、無秩序状態“Anomy”から人々を守る。<sup>45</sup>日本の精神的荒廃は、市民宗教（すなわち、国家神道）の喪失にある、と言えよう。

前述のようにA. トクヴィルは、「社会にとって最も重要なことは、すべての市民が本当の宗教を信じているというだけでなく、社会が全体として一つの宗教をもっているということである」という。<sup>46</sup>

かつてわが国は、市民宗教としての国家神道を有していた。この国家神道は戦後否定され、現在の日本は厳格な政教分離に立って、国家からあらゆる宗教色を排除しているように見える。

富山県では、県教育委員会が給食の際唱える「いただきます」は、仏教儀式であると問題視した父兄の意見を容れて、排除したという事件があった。<sup>47</sup>一体富山県民は何を唱えて食事をするのだろうか、まさか無言ではあるまいと懸念した。宗教色を排除すれば、それは無神論となってしまう。しかしながら、わが国民においては、「宗教を信仰している」人が39%に対して、「宗教を信仰していない」人は49%で、宗教を信仰していない人のほうが多いのである。

国民の紐帯としての市民宗教。それが戦前は国家神道であったが、わが国民は国家神道ではな

い、いわゆる自然宗教を、それを信仰という自覚のないまま、無意識に信仰して言われる。自然宗教というのは、「だれによって始められたかもわからない、自然発生的な宗教のことであり、「創唱宗教」のような教祖や経典、教団をもたない」<sup>48</sup>。そもそも国家神道なるものが果たして存在したのかについては、疑問も多く、宗教学者の村上重良が明治維新から敗戦に至るまで約80年間に、近代天皇制が作りだした国家宗教としての国家神道が、日本人を精神的に支配したと述べる。<sup>49</sup>国家神道の下に教派神道や仏教、キリスト教など他の宗教が従属し、その内実を満たす役割を果たしたとみて、その総体を国家神道体制と名付けているが、国家神道の概念が曖昧であり、その理由は提示されていないという批判もある。村上はまた、宗派神道や教派神道と区別された神道の一派などと神道指令に明文化された定義に基づいて、戦前の神社神道が国家と特別の結びつきを持っていたことに限定し国家神道の用語を狭く用い、神道の一派の歴史は悠久な日本史の一時期の現象に過ぎない、と主張した。市民宗教としての国家神道については、今後検討すべきテーマである。<sup>50</sup>

(にった ひろし・高崎経済大学地域政策学部教授)

## 註

- 1 川北洋太郎「国家と宗教」『憲法の争点』90頁
- 2 小林直樹『憲法講義〔改訂版〕上』東京大学出版会 1973年 325頁
- 3 江橋崇『憲法学教室〔全訂第2版〕』日本評論社 2006年 137頁
- 4 憲法1条はこのウエストミンスター条例前文の「国王はイギリス連邦所属国の自由な結合の象徴である。』を参考にしたものといわれている。しかしこの象徴はその後1953年の王室称号法)において、イギリス連邦の元首(head)と言い換えられている。ちなみに、イギリスはイギリス国教会を擁し、統治者であるイギリス国王が教会の首長(Defender of the Faith)となる。
- 5 川北前掲 90頁
- 6 神道指令とは、1945年(昭和20年)12月15日に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)が政府に対して発した覚書「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(SCAPIN-448)の通称。
- 7 世界人権宣言第18条「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」  
国際人権規約B規約第18条「1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び共同によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。4 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。」
- 8 小原克博「日本人の知らない<政教分離>の多様性」『論座』2001年10月号85頁
- 9 小原 前掲91頁
- 10 「平成21年度全国社寺教会等宗教団体・教師・信者数」  
[www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000006877837](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000006877837)
- 11 NHK放送世論調査所『放送研究と調査』2009年5月号「宗教的なもの」にひかれる日本人～ISSP国際比較調査(宗教)から～」66頁以下  
[http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2009\\_05/090505.pdf](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2009_05/090505.pdf)
- 12 Case : 08-cv-02248-RBW Document 1 Filed 12/30/2008  
<http://www.restorethepledge.com/live/litigation/inaugural/docs/2008-12-30%20Original%20Complaint.pdf>
- 13 宮澤俊義『世界憲法集(第2版)』岩波書店 1977年
- 14 2009年1月20日バラク・F・オバマ就任演説より。
- 15 R. N. ベラー『社会変革と宗教倫理』(1973年 未来社) 343頁以下。Robert N. Bellah “Civil Religion in America”

## 政教分離と市民宗教についての法学的考察

- Daedalus 96 [Winter] 1967.)
- 16 森孝一『宗教から読む「アメリカ」』講談社選書メチエ 1996年 37頁
  - 17 藤本龍児『アメリカの公共宗教 多元社会における精神性』(NTT出版 2009年 29頁)
  - 18 岩波文庫 185～186頁
  - 19 American civil religion - Wikipedia, the free encyclopedia
  - 20 <http://blog.goo.ne.jp/william1787/e/4d71a16e3dcf3e9b56d1505d44d74c53/>
  - 21 R. V. ピラード・R. D. リンダー著 堀内一史・犬飼孝夫・日影尚之 訳『アメリカの市民宗教と大統領』(麗澤大学出版会 2003年 2頁。
  - 22 芦部信喜著『憲法』第四版、岩波書店、2007年 147頁
  - 23 辻村みよ子『憲法〔第2版〕』日本評論社 2004年 226頁、同『比較憲法』岩波書店 2003年 94頁以下
  - 24 竹花光範『憲法学要論』成文堂 平成7年 303頁
  - 25 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法』第4版、有斐閣、2005年
  - 26 佐藤幸治『憲法〔第3版〕』青林書院 2004年 499頁
  - 27 佐藤 前掲 500頁
  - 28 佐藤 前掲 500頁
  - 29 松井茂記『アメリカ憲法入門〔第2版〕』有斐閣 1992年 207頁参照。
  - 30 *Zorach v. Clauson*, 343 U.S. 306 (1952) 宮澤俊義『憲法論(新版)』有斐閣 1979年 359頁
  - 31 R. N. ベラー・河合秀和訳『社会変革と宗教倫理』348頁
  - 32 小原克博「日本人の知らない<政教分離>の多様性」『論座』2001年10月号85頁
  - 33 小原 前掲 85頁
  - 34 小原 前掲 85頁
  - 35 松井 前掲 207頁
  - 36 松井 前掲 207-208頁
  - 37 芦部信喜『憲法(第3版)・高橋和之補訂』岩波書店2002年155頁、野坂泰司『「追悼」と「祀り」—憲法と靖国神社問題』ジュリスト 1222号 73頁参照
  - 38 石川敬史「Ownership Societyと脱世俗化するアメリカ(2・完)」  
<http://blog.goo.ne.jp/william1787/e/be54999d3ae0f06deb845247ac87e989>
  - 39 R. V. ピラード・R. D. リンダー『アメリカの市民宗教と大統領』3頁
  - 40 トクヴィル『アメリカの民主政治』講談社学術文庫 1987年
  - 41 大久保教宏「国境を越える使命 メキシコ革命とプロテスタンティズム」  
<http://www.l.u-tokyo.ac.jp/cgi-bin/thesis.cgi?mode=2&id=230>
  - 42 ホセ・カサノヴァ『近代世界の公共宗教』玉川大学出版部1997年 79頁。なお、カルヴィニズム(カルヴァン主義)とは、すべての上にある神の主権を強調する神学体系、およびクリスチャン生活の実践をいう。予定説と呼ばれる重要な教義を持つが、予定説とは、主の為されることは、人間には知ることができず、ましてや、祈りや告白などで主を操作することなどはできない。また、自分が主の希望に叶う人間かどうかを知る証拠なども与えられるものではない。だからこそ、毎日を確かな倫理観に基づき、精一杯生きるようにして、いつ主に見られてもよいようにしておく、という考え方だそうである。(「成功哲学事典辞典」)  
<http://sugaihi.ld.infoseek.co.jp/success/subject.htm>
  - 43 <http://legaltimes.typepad.com/blt/2009/01/newdow-wont-challenge-denial-of-injunction-on-inaugural-oath.html>
  - 44 *Newdow v. United States Congress, Elk Grove Unified School District, et al.*, 542 U.S. 1 (2004)、詳しくは、拙稿「アメリカ合衆国における国旗に対する忠誠の誓い(pledge of allegiance to the United States)の法的問題について」高崎経済大学地域政策研究7巻2号(2005年)参照
  - 45 人類学者のクリフォード・ギアツ、社会学者のピーター・バーガーなど。R. V. ピラード・R. D. リンダー『アメリカの市民宗教と大統領』30頁
  - 46 トクヴィル『アメリカの民主政治』講談社学術文庫 1987年
  - 47 1996年7月8日付産経新聞
  - 48 阿満利磨『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書 2005年11頁
  - 49 村上重良『国家神道』岩波新書 1970年 1頁
  - 50 村上 前掲。これに対する批判として、葦津珍彦『新判 国家神道とは何だったのか』神社新報社 2006年、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店 1994年、新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂 1997年、同『「現人神」「国家神道」という幻想—近代日本を歪めた俗説を糺す』PHP研究所 2003年、等参照。なお、国家神道についての検討は他日を期したい。